

令和元年10月29日開会

第706回むつ市教育委員会

追加議案

## < 目 次 >

議案第 2 号 指定管理者の指定について（生涯学習課）

## 議案第2号

### 指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第11号の規定により教育委員会の承認を求める。

令和元年10月29日提出

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

### 提案理由

むつ市下北自然の家の指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

むつ市下北自然の家（むつ市大畑町佐助川399番地）

2 指定管理者として指定する団体

むつ市大畑町中島108番地5  
一般財団法人 むつ市教育振興会  
理事長 奥 川 清次郎

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで



## 2 指定管理者の候補者の概要

名 称	一般財団法人 むつ市教育振興会
代表者名	理事長 奥川 清次郎
所在地	むつ市大畑町中島108番地5
設立年月日	昭和62年3月19日
設立目的	豊かな知性と感性を育むために書籍購入費用の助成事業を行うとともに、学校給食施設、社会教育施設及び体育施設の管理運営に関する事業を通じて、地域住民の健康増進、スポーツの振興を図るとともに、心身の健全育成及び生活文化の向上に寄与することを目的とする。
事業概要	(1) 教育文化施設への助成事業 (2) スポーツ振興事業 (3) 学校給食支援事業 (4) むつ市下北自然の家管理運営事業 (5) 体育施設指定管理者事業 (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
資本金又は基本財産	10,000,000円
職員数	役員8人 職員17人 [むつ市下北自然の家] (令和元年9月現在)

## 3 業務計画の概要

基本方針	<p>むつ市下北自然の家条例の設置目的を踏まえた上で実施する。</p> <p>(1) 豊かな自然の中で集団宿泊生活や野外活動、自然体験活動等を通じて、幼児・児童・生徒の豊かな人間性や社会性を育むために必要な支援を行う。</p> <p>(2) 生涯学習の場として、すべての市民にとって利用しやすく、安全・安心な環境のもとで魅力ある活動ができる施設運営を図る。</p> <p>(3) 集団宿泊生活や野外活動を推進するために、指導者研修を行う。</p>
管理運営計画	<p>(1) 平等な利用を図るため、受入調整においては活動内容や受入人数等により調整を余儀なくされることから、予約受付順に優先順位を設定する。希望日は第一希望、第二希望を予め確認し調整を行い、希望に添えないときには説明を十分行うことで理解と協力を得て調整する</p> <p>(2) 利用者増加のために、活動プログラム終了後のアンケートを基に利用者の満足度とニーズを把握し利便性の向上を図り、利用者増加に努める。</p>

- (3) 広報計画については、施設のパンフレットを活用し市内の主要な場所に配布する他、ホームページに掲載し広く閲覧できるように整備する。
- (4) サービス向上のため、受入団体の大小にかかわらず、満足いただける活動プログラムを企画し、特に小規模団体に対してはバス利用のメリットを活かした活用方法を提案する。
- (5) 利用者から苦情が寄せられた場合は、速やかに所長に報告し、職員間で現状確認を行います。その後の対応については、法人理事長も加えた職員全員で検討し、改善策を講じ再発防止に努める。
- (6) 施設、設備等の維持管理については、法令等を遵守し、人命の安全を最優先に考えた管理を行う。また、軽微な修繕については速やかに実施し、適宜最善策を検討する。
- (7) 自主事業は、主催事業及び受入事業のスケジュールを考慮して設定する。また、事業を精査して新しいアイデアを加えながら継続する。
- (8) 事故防止や防犯、防災の対策としては、利用者の安全を最優先し、日頃から施設の見回り点検等を実施し、危険箇所や想定される状況等について情報の共有と意思疎通を図り、予防の処置を講じる。

#### 4 収支計画の概要

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収入合計 (A)	92,690	92,530	92,530
うち利用料金	8,250	8,250	8,250
うち指定管理料	84,388	84,228	84,228
うちその他収入	52	52	52
支出合計 (B)	92,690	92,530	92,530
うち人件費	56,914	56,916	56,916
収支差額 (A-B)	0	0	0

#### 5 選定結果の概要

- (1) 募集方法 公募
- (2) 応募団体数 1団体
- (3) 選定委員会開催日 令和元年10月15日  
令和元年10月28日

#### (4) 選 定 理 由

むつ市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条に定める選定基準に基づき、業務・収支計画書等の評価採点及び評価意見により総合的に判断し、指定管理者の候補者に選定した。

主な評価意見は、以下のとおり。

##### 1 施設の設置目的に合致した管理運営が行われ、利用者の平等な利用が確保されること。

○ これまでの指定管理者としての実績と経験をもとに、設置目的を理解した基本方針になっている。利用者の平等な利用は、予約受付順に優先順位を設定、ホームページに予約状況を掲示、日常的な情報更新など、広く利用状況の提供を行っており平等な利用に努めている。

○ 生涯学習の場として、利用者が安全・安心に活動できるよう施設運営に努めており、また、利用者の受け入れについてはできるだけ希望が叶うような体制となっている。

##### 2 施設の効用が最大限に発揮され、サービスの向上が図られること。

○ 利用者増加策、広報計画については、多種多様な情報媒体を活用し積極的にPRに努めていることや下北ジオパークの魅力を意識した体験プログラムの提案など、評価に値する方策が示されている。

○ 施設利用に係るアンケートの検証等に基づき利用者のニーズに合った事業の展開が期待できる。また、接遇やクレーム対応においても改善の努力がされている。

##### 3 管理経費の縮減が図られること。

○ 外部委託を最小限にとどめ、可能な限り自前で行い経費削減に努めている。

○ 指定管理業務収支計画書は、これまでの指定管理者としての実績と経験を踏まえ、均衡のとれた収支計画となっている。

##### 4 管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

○ 社会教育主事、自然体験活動指導者等の資格を有した職員を多数配置するほか、接遇への取組、研修や救急救命及び救助訓練を義務化するなど、職員のスキルアップに積極的に取り組んでいる。

○ 利用者の事故防止対策や緊急時の対策は、日常的な施設の見回りや点検、危険箇所等の情報共有など、利用者の安全を優先しているほか、避難所としての緊急時の受入体制がとられている。

##### 5 自主事業計画

○ 年間を通じて7本の自主事業が計画されており、いずれも「自然の家」の名にふさわしい、季節感あふれる行事が企画されており、一層、施設の魅力が高まることが期待できる。

○ 施設周辺の自然環境を生かした事業や伝統・文化に触れることができる事業など、創意工夫された事業メニューとなっている。

# 周辺図



むつ市下北自然の家

# むつ市下北自然の家 平面図

